00628

(R7)

[別紙]
様式1

事 業 報 告 書

（自　　令和7 年　 5 月　 1 日　 至　　令和8 年　 4 月　 30 日）

1 医療法人の概要

（1）名称　　医療法人　雄和会

①□ 財団　　■ 社団　（ □ 出資持分なし　■ 出資持分あり ）

②□ 社会医療法人　　□ 特定医療法人　　□ 出資額限度法人

■ その他

③□ 基金制度採用　　■ 基金制度不採用

注）①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）

（2）事務所の所在地　　福岡県久留米市善導寺町飯田905番地7

注）複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

（3）設立認可年月日　　平成2 年　 6 月　 15 日

（4）設立登記年月日　　平成2 年　 6 月　 25 日

（5）役員及び評議員

	氏　　名	備　　考
理事長		
理　事		
同		
同		
同		
同		
同		
監　事		
同		
評議員		
同		
同		

注）1「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）

3 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

2 事業の概要

（1）本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種　類	施設の名称	医療機関コード 又は介護事業所番号	開　設　場　所	許可病床数
病　院				一般病床　　床 療養病床　　床 〔医療保険　　床〕 〔介護保険　　床〕 精神病床　　床 感染症病床　　床 結核病床　　床
診療所	医療法人　雄和会 つる眼科	4012219400	久留米市善導寺町飯田905番地7	一般病床　0 床 療養病床　0 床 〔医療保険　　床〕 〔介護保険　　床〕
	つる眼科うきは診療所	4013319431	うきは市浮羽町西隈上638-5	
介護老人保健施設				入所定員　　名 通所定員　　名
介護医療院				入所定員　　名 通所定員　　名

注）1 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

2 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を〔　　〕書で記載すること。

3 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

（2）附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実　施　場　所	備　　考

注）1 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

（3）収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種　　類	実 施 場 所	備　　考

（4）当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

R7　年　6 月　5 日　令和6年度決算の決定
R7　年　8 月　24 日　定款の変更、新診療所開設
R8　年　4 月　28 日　令和8年度事業計画及び予算の決定

注）（5）、（6）については、医療機関債を発行又は購入した医療法人が記載し、（7）以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

（5）当該会計年度内に発行した医療機関債

注）医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

（6）当該会計年度内に購入した医療機関債

注）1　医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2　購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

（7）当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

R8　年　2 月　4 日　つる眼科うきは診療所開設許可（R8年7月開院予定）

（8）当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

年　月　日

（9）その他

注）当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する（任意）

様式２

法人名　　医療法人　雄和会
所在地　　福岡県久留米市善導寺町飯田905番地7

※医療法人整理番号					

財　産　目　録

（　令和8　年　4　月　30　日現在）

１．資　　産　　額	654,540 千円	
２．負　　債　　額	47,660 千円	
３．純　資　産　額	606,880 千円	

（内　　訳）　　（単位：千円）

区　　分		金　　額
Ａ　流　動　資　産		205,532
Ｂ　固　定　資　産		449,008
Ｃ　資　産　合　計	（Ａ＋Ｂ）	654,540
Ｄ　負　債　合　計		47,660
Ｅ　純　　資　　産	（Ｃ－Ｄ）	606,880

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　　地	（□ 法人所有	□ 賃借	■ 部分的に法人所有（部分的に賃借））	
建　　物	（■ 法人所有	□ 賃借	□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））	

様式３－２

法人名　　医療法人　雄和会
所在地　　福岡県久留米市善導寺町飯田905番地7

※医療法人整理番号					

貸　借　対　照　表

（　R8年　4　月　30　日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科　目	金　額	科　目	金　額
Ⅰ　流動資産	205,532	Ⅰ　流動負債	15,160
Ⅱ　固定資産	449,008	Ⅱ　固定負債	32,500
1　有形固定資産	434,465	（うち医療機関債）	
2　無形固定資産	12,547	負債合計	47,660
3　その他の資産	1,996	純資産の部	
（うち保有医療機関債）		科　目	金　額
		Ⅰ　出資金	10,000
		Ⅱ　積立金	596,880
		Ⅲ　評価・換算差額等	
		純資産合計	606,880
資産合計	654,540	負債・純資産合計	654,540

様式４－２

法人名　　医療法人　雄和会
所在地　　福岡県久留米市善導寺町飯田905番地7

※医療法人整理番号					

損　益　計　算　書

（自　R7 年 5 月 1 日　至　R8 年 4 月 30 日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額
Ⅰ事業損益	
Ａ本来業務事業損益	
1事業収益	262,202
2事業費用	204,652
本来業務事業利益	57,550
Ｂ附帯業務事業損益	
1事業収益	0
2事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	57,550
Ⅱ事業外収益	2,874
Ⅲ事業外費用	399
経常利益	60,025
Ⅳ特別利益	155
Ⅴ特別損失	0
税引前当期純利益	60,180
法人税等	111
当期純利益	60,069

（注）　1 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
　　2 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名　　医療法人　雄和会
所在地　　福岡県久留米市善導寺町飯田905番地7

※医療法人整理番号					

関係事業者との取引の状況に関する報告書

（1）法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額（千円）	事業の内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
該当なし									

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（2）個人である関係事業者　※　該当がない場合は「該当なし」と記載すること

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
該当なし							

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

様式６

監　事　監　査　報　告　書

医療法人雄和会
理事長　鶴　秀敏　殿

私は、医療法人雄和会の令和７年会計年度（令和７年５月１日から令和８年４月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和８年６月５日
医療法人雄和会
監事　河田　高伸